

主な記事

- 第2面 東京・神奈川地区の意見交換会
- 第3面 福井地区の意見交換会
- 第4面 第3回通常理事会
- 第5面 建設業振興対策委、若手経営者が思うこと、各地からの現状レポート、事務局メンバー登場
- 第6面 皆さまからの投稿、指定席

全中建だより

一般社団法人
全国中小建設業協会

編集発行人 土志田 領司

〒104-0041 東京都中央区新富2-4-5

URL <http://www.zenchuken.or.jp/>

電話 03(5542)0331(代表) F A X 03(5542)0332

全国ブロック別意見交換会スタート

担い手3法を周知へ

保険加入、適正な賃金支払いも

全中建が開催する今年度の全国ブロック別意見交換会が東京・神奈川地区を皮切りにスタートした。9月の理事会決定を受けての開催。今年度は社会保険への加入、技能労働者への適正な賃金支払いに加え、5月に成立した「担い手3法」(改正品確法、改正建設業法、改正入契法)についての周知徹底と会員が抱える課題などを把握することを目的に行う。

意見交換会には、昨年小建設業協会(河崎茂会長)と同様に本部から正副会長、横浜建設業協会(土志田領司会長)、2地区目専務理事とともに出席するが、今年度は国交本省と地方整備局の担当者が全地区に出席、「担い手3法」の概要説明、会員との意見交換を行う。

東京・神奈川地区4協会との意見交換会は、東京・銀座のコートヤード・マリオット銀座東武ホテルで行われ、4協会からは正副会長ら役員28名、豊田・土志田両会長

は押川太典専務理事と、もに本部側副会長として出席。また、国交本省からは建設業課の佐藤孝孝入札制度企画指導室長、関東地方整備局から川浪信吾建設産業調整官が出席した。

冒頭、豊田副会長が「担い手3法が実施の段階に移ってきた。全中建も実施工程表を作成して対策を講じることになる。意見交換会は各法の趣旨を徹底するために開催した」とあいさつした。

続いて、佐藤室長が建設業の現状、「担い手3法」のポイント、建設産業の担い手育成・確保に向けた今後の取り組みなどについて述べた。そのなかで「2年連続で引き上げた設計労務単価を最前線の技能労働者の賃金に反映させてほしい。社会保険にすべて加入すると十数%程度負担が増える」と訴えるが、社会保険に加入しないと建設産業の将来はないということ

で始めた加入促進の活動のため、直接工事費で帳尻合わせをしている「などの実態が報告された。これに対して関東地方整備局は「不適正な積算の実情を教えてください。ば対応策も考えられる」と語った(2面参照)。

福井地区建設業会との意見交換会は、福井市の福井地区建設業会館で開催された。本部からは松井守夫会長と押川専務理事、事務局の9名。また、国交本省から建設市場整備課の下岡壽企画専門官と近畿地方整備局の茂原博建設産業課長が出席した。

松井会長が「国土強靱化、インフラ整備などわれわれの仕事に結びつくさまざまな動きが活発化し、国交省が逐一取り上げて事業を進めている。しかし、長い間の不況で業界も人材が不足しており、これらの事業を進めていくためには、10年以上継続する公共事業費の確保、工事発注の平準化、歩切りの撤廃、最低基準価格の引き上げなどをお願いしていく。これらの問題を解決していただければ、われわれも

人材の確保、女性の活躍できる職場をつくること」が可能なと語っている。全中建は、地域に密着した地場産業として国民の安全・安心を守るための事業を進めていきたい」とあいさつした。

続いて、天谷会長が「福井の業界は、北陸新幹線、中部縦貫道、福井国体の準備など先行きの工事はあるが、当面の仕事がないという状況にある。福井は業者数が多く、福井地区建設業会の加入業者と加入していない業者を合わせると360社にもなる。ほかに基幹となる産業が少ないために建設業者が多い。この先どうするか、常に考えながら前に進んでいかなくてはならない。国交省はいろいろな施策を講じているが、福井では県も市もわれわれの思いとは異なった施策を行って

いるので難儀している」と語った。

意見交換で話題になったのは、天谷会長が「難儀している」と語った福井県の入札・契約制度の改正である。

福井県は今年6月から地域防災力維持型総合評価落札方式を試行するとともに、「元請下請関係適正化指導要綱」を制定、県発注のすべての工事でその遵守を入札参加条件とした。

同指導要綱のなかで遵守事項としたのが、①下請次数を原則として土木一式工事は2次、建築一式工事は3次までとする②当該入札における他の入札参加者への下請発注を原則禁止③下請発注する場合、県内業者を優先するよう明文化 など

で、遵守事項に違反した場合に指名停止措置を検討するという内容。

しかし、下請規制はこれだけにとどまらない。入札公告のなかで工事の主たる部分を明示、その

うえで、当該工種は下請に付することはできないと受注業者に直営施工を求めている。

福井地区建設業会が問題視しているのは、この主要部分の自社施工。施工部隊をもっていないと入札に参加できなくなるためだ。建設需要が減少するなかで、地元企業は生き残りをかけて人材を削減し、専門性を高め、得意分野に人材を配置。そのためにあらゆる分野の工事に対応できる体質にならなければならないという。

そうしたときに突然、不良不適格業者の排除という名目で直営施工を求められ、入札に参加できずに地元企業は戸惑っている。

この措置を導入した理由については県は、災害発生時に管理技術者はいないため、オペレーターがいなかった会社があったことから、多能工を抱えている会社を育成するためだと説明したという。

同会は、この説明に理解を示すが、極端な措置と不満を残す。猶予期間を設けるなどの段階的実施という方法が講じられれば、県の方針に対応できる体制が整えられるという思いである。それでも会員は対応できる体制を整えつつあるが、その一方で直用の技能労働者を抱えることで、4、7月の工事端境期をどう乗り越えるか、新たな不安を抱えることになった(3面参照)。



東京・神奈川地区の意見交換会 (10月2日)



福井地区の意見交換会 (10月7日)

公共事業の推進をサポートし、地域社会の創造に貢献する

西日本建設業保証株式会社
WEST JAPAN CONSTRUCTION SURETY CO., LTD.

〒550-0012 大阪市西区立売堀2-1-2(建設交流館) 電話 06(6543)2553

支店/東京・名古屋・大阪・滋賀・京都・奈良・和歌山・兵庫・

鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知・

福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

東京・神奈川地区

都中建・南多摩・神中建・横建協と意見交換会

不適正な積算改善求める

東京・神奈川地区4協会と佐藤入札制度企画指導室長、川浪調整官との間で、行われた意見交換の要旨は次のとおり。

*

協会 改正品確法には歩切りの根拠を盛り込んでいないが、地方自治体では単価設定にあたってメーカーから見積もりをとっている。2社からの見積もりの場合は見積もり額の7掛け、3社の場合は8掛けで設計単価を決めている。これは許されるのか。

室長 積み上げて作成した設計金額を切るわけではないので、歩切りではないというところかもしれないが、これは歩切り以前の問題だ。実態は歩切りと同じでも、もっと問題なのかもしれない。歩切りについてどういう調査をすれば現場の実態を把握できるのか、思案している。

協会 メーカーが発注者に提出した価格を教える



佐藤室長



川浪調整官



豊田副会長



土志田副会長

協会 同じ発注者でも担当者によって切る率が異なる場合がある。担当者による差異がないようにしてほしい。

当初の予算の範囲内に収めるために単価を圧縮している。経費は圧縮できないので、直接工事費の見積もり部分に關係するところを7掛け、8掛けにして帳尻合わせをする。

労務単価は2回引き上げられた。発注者は1回目は変更に応じてくれたが、2回目は予算がないという理由で見送られた。当初の予算に拘束されている。

設計から入札まで6カ月程度かかるため、価格変動の大きいときには設計単価と実勢価格に差が生じる。発注直前の価格で積算するようにしてほしい。

室長 改正品確法では、実勢価格を把握するため業者から見積もりを徴収することを定めている。調整官 実行部隊として関東地方整備局は、人材確保のため、各県の労働局、ハローワークを訪ね、最近の国の建設産業に対する施策を細かく説明し、建設業への理解を深めていただければいい。

調整官 実行部隊として関東地方整備局は、人材確保のため、各県の労働局、ハローワークを訪ね、最近の国の建設産業に対する施策を細かく説明し、建設業への理解を深めていただければいい。

新規に入職しようとする人は、土・日が休めるなら就職してもいいという声がある。発注者もこの点を配慮して対応を図る必要がある。再入職者は手当てを厚くすれば集められるという状態にある。

また、発注の平準化を進め、工事の端境期をなくし、年度末に工事が集中するような発注形態を改めようという声もあふれている。東京で5自治体、神奈川で1自治体、群馬県で15自治体が導入した。県の協力を得て導入するように要請を行う予定である。

「電子銘板」の作成を

小野副会長が中建審で提案



小野副会長

契約適正化指針の改正案を了承するとともに、国交省が提示した経営事項審査(経審)の審査項目と基準の改正案について検討した。

今回の経審の改正は、将来の担い手となる若手の育成・確保に取り組み企業を評価するため、35歳未満の技術職員を一定比率以上雇用している場合などに加点する措置と、災害対応の観点から建設機械の保有状況の評価対象を拡大するという内容。この新しい経審は27年4月1日から運用開始する見通し。

改正経審に対して、全中建の小野副会長は「工事量が激減しているなかで、公共事業への依存度が高い中小建設業は、企業防衛のため、若手の採用を抑え、ベテランの高齢者に長く働いてもらうざるをえなかった。今回の経審改正の考え方、方向性はたいへん励みになり、努力目標として取り組みたい」と改正案を評価した。

発注平準化の明記を

官公需の契約方針に

中小企業政策審議会(経産大臣の諮問機関)が9月12日に開かれ、小規模企業振興基本法にもとづく「小規模企業振興基本計画」案と、改正小規模企業支援法にもとづく「基本方針」の改正案を小淵優子経産大臣に答申した。

この会議の席上で小野副会長は「公共工事は、単年度予算の関係もあり、3月末工期の工事が集中し、逆に4～6月は工事がほとんどない」と現状であり、たいへん困っている。次の「中小企業者に関する国等の契約の方針」を策定する際には、中小企業の受注機会の増大に加え、早期発注、ゼロ国債などの活用による「発注の平準化」を通達文に付け加えてほしい」と要請した。

平成26年度版 **工事歩掛要覧** (土木編①)

平成26年9月発行
経済調査会積算研究会 編
B5判 約1,950頁
定価12,343円(本体11,429円+税)

主要目次

第I編 総則	第III編 河川	④橋梁等維持修繕工
第II編 共通	①河川海岸工	⑤共同溝工
①土工	②河川維持工	⑥トンネル工
②共通工	③砂防工	⑦道路除雪工
③掘削工	④地すべり防止工	⑧橋梁工
④基礎工	第IV編 道路	基礎資料編
⑤矢板工	①道路舗装工	参考歩掛編
⑥コンクリート工	②道路付属施設工	
⑦仮設工	③道路維持修繕工	

平成26年度版 **工事歩掛要覧** (土木編②)

平成26年9月発行
経済調査会積算研究会 編
B5判 約1,100頁
定価11,314円(本体10,476円+税)

主要目次

第I編 総則	第X編 空港工事
第V編 公園緑地工事	第XI編 土地改良工事
第VI編 下水道工事	第XII編 森林整備工事
第VII編 電気通信設備工事	第XIII編 上水道工事
第VIII編 港湾工事	計算実例集
第IX編 漁港漁場関係工事	基礎資料編

豊富な写真と
わかりやすい解説!

本書1冊で橋梁補修の「施工」と「積算」がわかる。

新刊 橋梁補修の解説と積算
平成26年7月発行 A4判 定価9,000円+税

詳しくはウェブで
建設物価 Book Store 検索

第3回通常理事会

今年度も意見交換会開催

人材確保へ当面11対策実施

北村課長



平成26年度の第3回通常理事会が9月4日、東京・大手町のフクラシアで開かれた。国交省の北村知久建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

北村知久建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。



建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。建設業課長が講演した。

「建設業災害対応金融支援事業」のご案内

災害協定を結んでいる建設企業の建設機械購入を支援します

対象機種が3機種から41機種に大幅拡充!

国土交通省では、国や自治体と災害協定を締結している企業*が建設機械の購入を行う際、購入資金の借入に係る金利、または割賦での購入に係る金利手数料の一部を助成しています。

※災害協定を締結している建設業団体に加盟する建設企業も含まれます

(一財)建設業振興基金 金融支援部 TEL 03-5473-4575

詳しくは▶http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html

経営状況分析のご申請は実績と信頼の(一財)建設業情報管理センターへ

経験豊富なスタッフが懇切丁寧にお応えいたします。

財務諸表の入力等、経営状況分析申請書類の作成、電子申請に関わるご質問はこちらまで!

許可・経営申請書類の作成、ポイント計算の操作に関するご質問は03-5565-6236までお願いします。

CIIC許可・経営・分析申請書類支援ツール 新ソフト「なんでも経審」 無料

建設業許可・経営事項審査・経営状況分析のことなら「なんでもOK」

1. 経営状況分析の電子申請に対応!

2. 「分析バック」許可・経営バック「経審」を統合し新しい機能を追加!

3. これ一本で許可・経営・分析の申請書類が作成でき、経審のポイント計算も可能!

4. 3期分の財務諸表作成、データ保存が可能!

5. 財務諸表の円単位入力、繰越処理の選択が可能!

6. パージョン確認機能を搭載!

電子申請で分析手数料12,340円

※郵送申請の場合は13,880円

3営業日以内で結果通知書発行

※確認、照会を要する場合はお時間をいただくことがあります。

CIIC 登録経営状況分析機関 登録番号 1

一般財団法人建設業情報管理センター

東京本部 ■北海道・東北地区 03-3544-6903

■関東地区 03-3544-6901

■中部・北陸地区 03-9544-6902

■北陸事務所 011-222-2888

西日本本部 ■近畿地区 06-6767-2801

■中国・四国地区 06-6767-2802

■九州・沖縄地区 09-6767-2803

■九州事務所 092-483-2841

http://www.ciic.or.jp/ CIIC 検索

建設業振興対策委

国交省、歩切り根絶へ実態調査

地方が抱える課題で意見交換

西山調整官



平成26年度の建設業振興対策委員会（小野徹委員長）が9月1日、東京・西山茂樹建設政策調整官が「建設業の人材確保対策」について西山調整官は建設産業の現況と課題、担い手3法（改正品確法、改正建設業法、改正入契法）の概要、建設産業活性化会議がまとめた「建設産業の総合的な人材確保・育成対策」とその工程表について説明した。

「歩切りを排除するたにめどのように対応しているのか。会員からは具体的には発注者名を示しては正を求め意見が出されている」「設計変更が行われず、施工者は泣き寝入り状態だ。適切な設



計変更をどう図っていくのか」「発注者は15者の応札で運用しているが、15者の応札はダンピング受注を奨励しているようなものだ。10者で運用してほしい」「工事の平準化をこれまで要望してきたが、なかなか実現しない。実現に向けた具体的な策が重要」「工期は工事金額によって経験的に決められているように思う。適正な工期とは何かをきちんと出さないと、休日がとれず若者も女性も雇用することはできない」「など発注者責務の実現に向けた方策の提示を求めた。

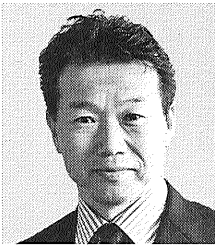
同調整官は「歩切りの実態を把握するため、現在、実態調査の実施に向けて具体的な内容を検討しているところ。歩切りの根絶へ向けて実効性のある調査を行うようにしたい。調査結果を踏まえて、個別に聴取を行い、必要に応じて歩切りを行っていない発注者名の公表も行う予定としている。設計変更ガイドラインの周知徹底を図る。週休2日の確保に向けた適切な工期設定を改正品確法の運用指針のなかに明記し、その徹底を図りたい」などと語った。

また、特別重点調査については「低入札価格調査基準価格は引き上げられ、算入率が0.3から0.55へ引き上げられたことから、特別重点調査の基準値との開きが大きくなっているとして、その引き上げを要請したものの。このほか、「県が公契約条例を制定し、県が定めた賃金を下請の作業員に支払わない場合、元請に連帯責任を負わせようとしている。下請の支払い賃金の実態について元請が責任を負うというの

世界に冠たる日本建築の復興

各地からの現状リポート

市村 清勝



（一社）山形県建築協会 会長
（一社）全国中小建設業協会 参与
（株）市村工務店 代表取締役社長

（一社）山形県建築協会は2003（平成15）年、鉄腕アトムが誕生したとされる年に発足しました。以来11年間、山形県内唯一の「主な生業を建築業としている企業の会」です。そして、会の活動を伝える会報は「Atom」アトム・Architecture + TOMORROWと名づけられました。まだまだ日の浅い団体ではありますが、「世界に冠たる日本建築の復興：それが私たちの使命です」をキャッチコピーに

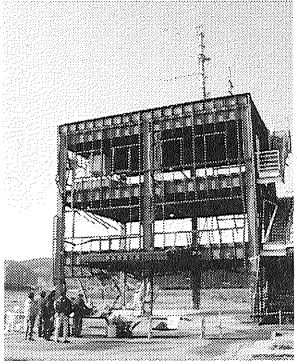
その課題を思いつくまにあげれば、公共建築の予定価格と現実との格差、震災復興の遅れ、若手人材の建築離れによる技術者不足と職人育成、建築物の耐震化の遅れ、消費税増税と市場への影響、老朽化した建築物の維持管理と再利用と枚挙にいとまがありません。

現在、全国中小建設業協会に参与という立場で理事会に出席しています。が、なかなか素晴らしい活動をしているとあらためて感じています。また、全国から集まる方々と情報交換しながら、広域的な業界の動きを知ることができそうです。大手ゼネコンは加入しておらず、全国の地元業者の集まりなのでたいへん参考になります。

ら、石巻市と南三陸町を視察。また、今年は隣県、秋田県の「有名建築家作品視察研修」ということで、昨年完成した安藤忠雄設計の秋田県立美術館をはじめ、秋田県立体育館、秋田市立中央図書館等々を視察しました。会員にとつて有意義な活動になるように心がけています。



秋田県立美術館を視察



昨年は石巻市と南三陸町を視察した

そのようななか、昨年は「東日本震災復興の現状視察」ということで、被災地の方から説明を受けながら、これからの問題を一つでも多く取り上げながら、建築業界が「地域社会に貢献する力ある地場産業」になつてほしいと願いつつ、努力を続けていきたいと思っています。

また、今年も隣県、秋田県の「有名建築家作品視察研修」ということで、昨年完成した安藤忠雄設計の秋田県立美術館をはじめ、秋田県立体育館、秋田市立中央図書館等々を視察しました。会員にとつて有意義な活動になるように心がけています。

現在、全国中小建設業協会に参与という立場で

理事会に出席しています

が、なかなか素晴らしい

活動をしているとあら

ためて感じています。また、

全国から集まる方々と情

報交換しながら、広域的

な業界の動きを知ること

ができそうです。大手ゼネ

コンは加入しておらず、全

国の地元業者の集まりな

のでたいへん参考になり

ます。

佐合弓恵

イブニングサロンとは、建設分野で活躍する技術者の皆さんとこれから進路を決定する学生さんなどが交流する場で

設分野の魅力を発信するとともに、建設分野の若手育成を図るのが目的です。



最近の学生さんがどんなことに興味をもち、見聞きし、話したいのか、どんな環境なら話しやすいのかなどを開催前に十分に調べ、現在のイブニングサロンの形態をつくりあげました。比較的若い社会人の方の出席、お茶菓子を手元にフランクな切りまわし、進行役自ら本音を語るスタンスなど……。これらの工夫が功を奏してか、参加者か

ら大好評をいただいています。

社会人の皆さんがいきいきとした様子で仕事の楽しさを話す様子や、それを興味深そうに聞く学生さんの姿を目の当たりにしたときは、開催してよかったと思います。学生さんがどんな小さなことでも疑問や感想を素直に話してもらえたときは、進行役として自信がつきました。

何でも話せる場ということ、仕事のつらさや苦しさは話題にあがることもありますが、それも学生さんにとって、働くことの現実味を実感するきっかけになってくれればと思います。

私はこの仕事にやりがいを感じています。会でのコミュニケーションが刺激となり、仕事へのモチベーションが上がります。自分自身がイブニン

グサロンを運営することにより、まさに仕事の楽しさや魅力を感じているのです。参加者の皆さんにこの気持ちが続いていければ何よりです。

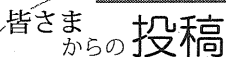
今後とも、1人でも多くの方にいい刺激を感じていただけるサロンづくりを続けていきたいと思っています。そして、機会がありましたら、皆様もぜひご参加ください。お待ちしております。

皆さまからの投稿を求めています

全中建広報委員会は「全中建だよ
り」に掲載する皆さまの原稿を求め
ています。公共工事や建設業行政に
関する国・自治体の施策、全中建の
活動をはじめ日頃感じていることな

ど、テーマは自由です。投稿者は会員や官公署の皆さまなど所属を問いません。字数は1000～1200字、原則として署名原稿とします。締め切りは随時。投稿者のお顔写真、原稿に関連する写真などとともに次の送付先に郵送またはEメールでお送りください。採用の際は薄謝を差し上げます。

▷送付先 〒104-0041 東京都中
 央区新富2-4-5ニュー新富ビル
 (一社)全国中小建設業協会 広報
 委員会「全中建だより」読者の声係
 Eメール webmaster@zenchuk
 en.or.jp



建設分野の
実態や疑問、課題などを異業種間、異世代間で共有し、相互理解を深めることで、建りに工夫が必要でした。

国交省は10月7日、改正品確法にもとづく発注関係事務の共通ルール「運用指針」の骨子案をまとめた。年末の指針策定に向け、11月7日まで意見を募集する。歩切りや予定価格に関する記述

品確法運用指針の骨子案

は「努める」などの表現ではなく、それぞれ「行わない」「原則として事後公表とする」と明記し、義務的な色合いを強めた。市町村を支援するため、地域ブロックごとに組織されている発注者協

議会を活用することも盛り込んだ。国は運用指針に沿った発注が行われているかを定期的に調査、公表する。

運用指針は、自治体を含めた発注者共通のルールとして、新設と維持管

か、多様な入札・契約方式の選択方法などを体系的にまとめる。ダンピング防止や入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成・確保など、公共事業を取り巻く重要課題の解決に役立てる。

を明示。歩切りは「行わない」とした。現場実態に即した施工条件の明示などにより、適切な設計図書 の作成も求める。

予定価格は原則として事後公表とする。事前公表の結果、くじ引きなどの適正な競争を損ねる弊

表しない。
入札参加者に入札金額
の内訳書の提出を求め、
を

全中建本部の

11月5日(水) 「全国ブ

の乖離を埋めるため
積徴収方式の活用な
促す。

平成23年3月11日に起きた東日本大震災に際しては、全国の会

公共工事はほとんどが
評価型の入札になってお
ける。中小の建設会社は地
域に根差し、地域に貢献
して社会に信頼され評価
されている。

展、若者に魅力のある建設産業をめざして設立しました。

地域に貢献し地域とともに歩む

(一社)全国中小建設業協会 理事
(一社)みやぎ中小建設業協会 副会長
巧成建設(株) 代表取締役

烟中孝治

月に全国中小建設業協会に入会いたしました。大震災前は宮城県内の仕事の件数は激減し、いかに地域とともに継続できると心配していました。

さん。それは、一企業の活動では厳しい状況です。そのようななかで、みや中建は地域に根差し、地域に貢献して継続と発展

仙台市との防災協定を締結していないため、がれきの撤去、被災建物の解体に直接携わることができなくて苦慮しました。

の依頼があり、防災協定を締結し、活動することができるようになりました。

今後予想される首都直下地震、南海トラフ大地震は、東日本大震災の10倍を超える被害が想定されています。国土強靱

社になりました。全中建設のお力添えで、東北地方整備局、宮城県、仙台市からの通達なども入手し、意見交換や陳情することが可能になりました。今

歩み、さらに継続していくため、協会の目的と事業に多くの方々が賛同し、入会していただきたいと思います。あまり負担のかからない適切な入会金、

唯一の団体であることを常に認識するとともに、全中建のご支援・指導を賜り、これからも、なおいっそう会員の増強活動に努めてまいります。

通常理
KKR
「第5回
コト
座東武

「事会」
ホテル東京
通常理事会・協議員へ
ヤード・マリOTT
ホテル

全中建本部の行事予定

11月5日（水）「全国ブロック別意見交換会」
KKRホテル東京

愛知県土木会館
11月18日（火）
「若手経営者部会」

11月20日(木)
「全国ブロック別意見交換会」
J Rホテルクレメント 高松

11月25日(火)
「全国ブロック別意見交換会」
ANAクラウンプラザホテル
中野ハイツ

12月2日(火)
「全国ブロック別意見交換会」
メルパルク広島

1月23日（金）「第3回正副会長会議・第4
通常理事会」

3月18日(水)
「第5回通常理事会・協議会」
コートヤード・マリオット